

## うまかっペフェスタ 2026 出店者募集要領

### 1 趣 旨

この要領は、うまかっペフェスタ 2026 における出店者の募集について、必要な事項を定めるものとする。

### 2 イベント名称 うまかっペフェスタ 2026

### 3 開催日時 令和 8 年 11 月 7 日（土） 10：00～16：00 ※荒天順延 （荒天予備日：11 月 8 日（日））

### 4 会 場 鹿島灘海浜公園（鉾田市大竹 390）

### 5 出店資格

出店資格を有する者は、次の各号のすべての要件を満たす者とする。

- (1) 市長及び実行委員会の承認を得た者
- (2) おもてなしの精神を持った接客対応ができること。
- (3) 「7 出店区分」に該当する出店内容であること。
- (4) 11 月 7 日（土）が荒天の場合、予備日 11 月 8 日（日）に出店が可能であること。
- (5) 独自性のある商品、製品、技術、サービスを提供できるもの。
- (6) 主催者、保健所、消防署、警察署の指示に従うこと。
- (7) 市県民税及び法人税等に滞納がないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 から第 6 項に規定するもの及び鉾田市暴力団排除条例第 2 条第 1 項から第 3 項に規定するもの及びそれらの利益となる活動を行うものでないこと。

### 6 申込・選考・出店配置

- (1) 出店希望者は、「うまかっペフェスタ 2026 出店申込書」に必要事項を記載の上、令和 8 年 7 月 24 日（金）までに鉾田市商工観光課へ提出するものとする。
- (2) 申込期限を過ぎた申込みは、受け付けない。
- (3) 提出された申込内容について、実行委員で審査を行った上、当該審査の結果に基づき、市長が出店の可否を決定する。
- (4) 予定出店者数は会場のテント設置可能数を基に市で定めるものとし、申込数が予定出店者数を上回る場合は、選考により出店者を決定する。この場合、鉾田市内所在事業者を優先するものとする。
- (5) 出店テントの配置は、会場レイアウト等諸条件を考慮した上で、市長が決定するものとし、配置の変更・交換等の要望は原則受け付けない。

## 7 出店区分及び料金

### (1) 出店区分について

出店区分は、以下のとおりとする。

① 飲食物の調理・販売	<ul style="list-style-type: none"> <li>・茨城県内に所在する事業者であること。</li> <li>・茨城県産品をメイン食材とした飲食物を1品以上、看板商品として提供すること。</li> </ul>
② 青果物・菓子類・加工食品・特産品・工芸品等の販売、実演披露・体験型サービスの提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・茨城県内に所在する事業者であること。</li> <li>・青果物は、県内で栽培・収穫されたものであること。</li> <li>・県内で製造・加工された、菓子・加工食品・特産品・工芸品等を取り扱っていること。</li> <li>・県内で提供される役務・サービス等の実演又は体験の場の提供であること（但し、人体に大きな負荷及び影響を与える可能性があるものを除く）。</li> </ul>
③ 行政機関等の活動PRのための販売・体験の提供等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鉾田市行政、市行政関係団体、その他の行政機関または非営利法人の出店であること。</li> <li>・当該機関等の活動のPRを目的とした体験の提供または物品等であること。</li> </ul>
キッチンカー	①飲食物の調理・販売と同じ

※応募者多数の場合は、主催者による選考となりますので、あらかじめご了承ください。  
 ※上記区分に該当しない出店については、協議のうえ決定する。

### (2) 出店区画について

出店区画のサイズ等は、原則次のとおりとする。

① 飲食物の調理・販売	1事業者あたりテント1張(5.4m×3.6m)。ただし、2事業者が1張のテントを共有して出店することも可とする。
② 青果物・菓子類・加工食品・特産品・工芸品等の販売、実演披露・体験型サービスの提供	
③ 行政機関等の活動PRのための販売・体験の提供等	1団体あたりテント1張(5.4m×3.6m)または半張(2.7m×3.6m)。なお、出店区画のサイズは他出店状況を考慮し、市が決定する。
キッチンカー	1事業者あたりキッチンカー1台

### (3) 出店料について

出店料は下記のとおりとする。

出店区分		出店料	
		市内事業者	市外事業者
① 飲食物の調理・販売 (キッチンカーを含む)		10,000円	12,000円
② 青果物・菓子類・加工食品・特産品・工芸品等の販売、 実演披露・体験型サービスの提供		10,000円	12,000円
③ 行政関係出店	A 収益を伴う出店	8,000円	10,000円
	B 収益を伴わない出店	免除	

※「市内事業者」とは、銚田市内に主たる事業所を有する者をいう。

※天候等による影響で開催が中止となった場合、出店料は返金する。

※主催者側の判断による開催中止以外で、事業者側が出店を取りやめた場合、出店料の返金は原則行わない。

※イベント開催日の1週間前までに市が出店料の入金を確認できない場合、出店決定を取り消すものとする。

## 8 出店時の備品等

- (1) 出店には、テント1張あたり長机2台(180cm×45cm)・パイプ椅子4脚を貸与するほか、希望により電源(1,500Wまで)を提供するものとする。
- (2) キッチンカーの出店には、希望により電源(1,500Wまで)を提供するが、備品貸与は含まれない。
- (3) 備品等の追加レンタルは原則受け付けない(各自用意すること)。

## 9 保健所への申請

- (1) 本イベントへの出店に係る保健所への申請については、原則として市が取りまとめの上で申請するものとする。但し、保健所への申請が必要な出店者については、市が指示する必要書類を作成の上、市が定める期間内に提出しなければならない。
- (2) 市で定める期間内に必要書類の提出が確認できない出店者においては、個別に保健所への申請を行わなければならない。この場合、イベント前日までに保健所の許可が下りない場合には、当該出店者の出店を認めず、出店決定を取り消すものとする。

## 10 衛生・安全・環境対策

### (1) 衛生対策

食品販売及び飲食を伴う内容の出店をする者は、保健衛生法等を遵守し運営すること。

### (2) 安全対策

- ・火気を使用する出店者は、消火器・消火用バケツ等の消火用具を用意すること。
- ・使用する電源については、主催者用意の電源(1,500Wまで)を使用することとし、ガソリン燃料発電機の持込みは原則禁止とする。

### (3) 環境対策

- ・ 出店者は各自でゴミ箱を必ず設置すること。
- ・ 常に出店区画及びその周辺の清掃を行うこと。
- ・ 出店者のゴミやお客様がその場で食べた後のゴミは必ず持ち帰って処分すること。
- ・ 排水施設等への生ゴミ、汁類、油類の廃棄は厳禁とする。

## 11 搬入搬出

- (1) 車両を用いての機材等の搬入出は下記の指定時間内に行うものとし、指定時間外の車両の進入は原則として禁止する。

○指定時間 事前搬入：13:00～17:00

当日搬入：7:00～9:00

搬出：16:30～

(搬出時間前の公園内駐車場及び周辺における搬出車両の待機は禁止する)

- (2) 搬入に用いた車両は、所定の駐車場へ移動させること。
- (3) 搬入搬出に使用する車両は原則1台とする。
- (4) イベント開催時間内の搬入は台車等人力により行うこと。
- (5) イベント開催時間内(16:00まで)の搬出は原則として認めない。
- (6) 搬入搬出時、主催者の指示に従うこと。

## 12 出店者駐車場

- (1) 出店者駐車場の位置及び駐車可能台数は、別途提示する。
- (2) 駐車時は駐車許可証を掲示すること。
- (3) 駐車許可証のコピー使用は禁止とする。

## 13 禁止事項

イベント開催中の下記行為を禁止する。

- (1) 飲食物の無料配布。ただし試食としての少量配布は可とする。
- (2) 企業等の宣伝を主たる目的とした出店
- (3) 宗教、政治的活動に該当する出店
- (4) 公序良俗に反する内容を伴った出店
- (5) 来場者や他出展者に不快な思いをさせる、又は危害を及ぼす可能性のある出店
- (6) テント外へテーブル、イス、のぼり等の設置
- (7) 音楽による集客行為
- (8) 自テント前以外の場所での広告、チラシの配布
- (9) 自テント内及び全会場内での喫煙行為

## 14 出店決定の取り消し

申請内容に虚偽の記載があった場合、また本要領に違反する行為を行った場合は、本イベントへの出店決定を取消す場合がある。

15 その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

16 問合せ先

銚田市役所商工観光課 〒311-1592 銚田市銚田 1444 番地 1  
電 話 0291-36-7655 (直通) F A X 0291-32-2128